

道路（市道・国県道等）・法定外公共物（里道等）占用の取り扱い 道路……国・県道、市道・里道の場合

道路法第32条第1項の規定による道路の占用の許可を受けるため、水道局から道路占用許可申請書を関係機関に提出の必要があります。

水道局から提出する占用許可申請書には、次の書類を必要となります。

提出部数3部、交通安全対策図（迂回路がある場合は迂回路も）のみ6部←国県道の場合は3部のみ

- (1) 道路の占用の場所及びその付近の状況を記載した平面図
- (2) 道路の占用の場所の求積を記載し、隣接地の地番、地目及び所有者名を記載した実測平面図並びに断面図
- (3) 施設又は工事を伴うものであるときは、その設計書及び構造図
- (4) 道路の占用の場所及びその付近において利害関係人があるときは、その者との協議書
- (5) 数人共同の代表者にあつては、その権限を証する委任状
- (6) 占用箇所の写真
- (7) 安全対策図、全面通行止めの場合は迂回路
- (8) 前各号のほか、市長が必要と認める書類

法定外公共物（里道等）

市道の必要書類に準じる。

断水を伴う工事を申請する場合

菊池広域連合火災予防条例及び施行規則により、断水及び全面通行止めを実施する場合は事前に消防署への届出が必要になります。必要な際は道路占用と併せて提出をお願いします。

※工事箇所がきくちべんりカーの周回ルート上である場合は、担当部署との協議が必要になりますので必ず路線図のご確認をお願いします。

水道局から占用申請を関係機関へ提出する場合の確認項目

※ 占用申請を行う場合は、以下の項目を記入し提出すること。

記入例

占用の目的	上水道給水管布設のため			
占用の場所	路線名	市道 隈府中央線		車道 歩道・その他
	場 所	菊池市隈府地内		
占 用 物 件	名 称	規 模		数 量
	水道用ポリエチレン管 (PEP)	φ 20mm		2. 5m
占用の期間	道路管理者が指定		占用物件の構造	水道用ポリエチレン管 (PEP)
工事の期間	年 月 日から 内 年 月 日まで 7 日間		工事実施の方法	請負開削
道路の復旧方法	原型復旧		添 付 書 類	位置図・平面図・断面図・ 安全対策図・迂回路・ 写真
備 考	【チェック項目】 ☐ 全面通行止め ☐ 片側通行止め ☐ きくちべんりカーの周回ルート上ではない 連絡先 ○○水道設備 担当者氏名 電話番号 ○○－○○○○			

※ 工事の期間は、水道局で協議願います。（占用許可の日数が国・県道と市道で異なるため）

※ 許可証が交付されるまで、市道で10日程度・国県道で2・3週間程度必要になります。

※ 路線名や復旧幅などは、道路管理担当部署で打合せをお願いします。
（市道→維持課、国県道→菊池地域振興局）